

令和3年9月

厚生労働大臣
田村 憲久 様

日本薬剤師会
会長 山本 信夫

新型コロナウイルス感染症に係る特例加算の継続について
(要望)

保険医療機関・保険薬局の医療現場では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を行いながら、日々の業務に取り組んでいます。保険薬局においては、地域住民への医薬品提供体制維持のため、「新型コロナウイルス感染症対策 薬局向けガイドライン」等に基づき、徹底した感染防止対策を講じた上で業務を継続しています。

現在、診療報酬上の臨時的措置として、全ての患者に対する感染拡大防止の観点から、感染防御の徹底が必要であることを踏まえ、特例的対応がとられています（特例加算）。

初診・再診（医科、歯科）等	5点／1回
入院（入院料によらず）	10点／1日
調剤	4点／1回
訪問看護	50円／1回

これら特例加算の算定は、本年9月末日を期限とされていますが、緊急事態宣言が再度発令される中、首都圏の新規感染者数は急増し、感染拡大は全国各地に広がりつつあります。

薬局においては、引き続き徹底した感染防止策が不可欠であることから、臨時的措置を本年10月1日以降も引き続き継続していただくよう要望いたします。